

## これから犬や猫を飼いたい方へ

- 犬や猫の習性・病気などについて知っていますか？
- 寿命は10年以上になることもあります。最後まで責任をもって飼うことができますか？
- 毎日の食費だけでなく、病気をしたときの治療費や不妊去勢手術などの費用の負担はできますか？
- ご近所に迷惑をかけずに飼うことができますか？

県では、保護したり引き取った犬や猫の譲渡を行っています。  
詳しくは県の総合事務所等にお問い合わせください。

## 動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物をみだりに傷つけたり、殺したりすると**2年以下の懲役**又は**200万円以下の罰金**に、エサや水を与えずに衰弱させたり、病気を放置して衰弱させたりするなどの虐待を行った場合は**100万円以下の罰金**が科せられます。また、愛護動物を遺棄した場合も、**100万円以下の罰金**が科せられます。



## 鳥取県

### 問合せ先

東部生活環境事務所 TEL 0857-20-3676  
中部総合事務所生活環境局 TEL 0858-23-3149  
西部総合事務所生活環境局 TEL 0859-31-9320  
県庁くらしの安心推進課 TEL 0857-26-7877

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/animal/>



犬が放れているところを見かけたとき、その他動物に関する相談があるときは、お近くの県総合事務所等にご連絡ください。

平成26年8月発行

# 人とペットが 幸せに暮らす ために

- 終生飼養
- 所有明示
- ルール・マナー

あなたのペットは  
ご近所からも  
愛されていますか？



## 鳥取県

TOTTORI Pref

あなたは飼い主としての責任を果たしていますか？

# 飼い主としての心得

人びとがペットが幸せに暮らすために...

1. 犬や猫は命あるものです。最後まで責任を持って飼育しましょう(終生飼養)
2. 飼っている犬や猫であることを明らかにしましょう(所有明示)
3. 社会のルールとマナーを守り、適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう(ルール・マナー)

飼い主の責任って？

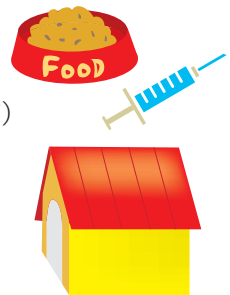


動物の愛護及び管理に関する法律・鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例

これらの法令では、動物に苦痛を与えないような飼育や、他人に迷惑をかけないように飼育をすることのほか、首輪をつけるなど、自分が飼育している動物であることを明らかにすることなどの**適正な飼養**に関する飼い主の責務が定められています。

## 適正な飼養とは？

- 動物の種類や習性に応じたしつけや毎日の世話(散歩・エサやり・給水・飼育施設の清掃など)
- 病気の予防などの健康管理
- 公共の場所や他人の土地・建物などをフンや尿で汚さないこと
- 犬は固定したものに綱や鎖でつなく、またはおりなどの囲いの中で飼育すること
- 猫は屋内で飼育すること など...



## 終生飼養 健康で長〜く一緒に暮らしましょう。

ペットの種類に合った飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最後まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探す、動物愛護団体に相談する等して、自ら責任を持って譲渡先を見つけるようにしましょう。

あつてみたい!



飼わない?

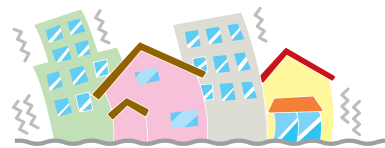
## 終生飼養 不妊去勢手術をしましょう!

鳥取県では、約1500頭(平成25年度)の犬や猫を収容していますが、おうちに帰れたり新たな飼い主が見つかるものはまだ少なく、やむを得ず殺処分を行っています。多くの動物はたくさん子どもを生むので、どんどん増えていきます。生まれた子犬や子猫を飼えない、又は新たな飼い主を見つけることが出来ないのであれば、飼い主の責任で不妊去勢手術を行いましょう。繁殖に対するストレスを抑え、問題となる行動を予防できるとともに、性ホルモンに関する病気を予防できます。



## 大地震などの緊急災害に備えましょう

- ケージやフードなどペットのための備蓄品を用意しましょう
- 緊急時にペットを預ける場所を近場と遠方などで複数見つけておきましょう
- 地域の防災計画などでペットの同行避難が出来る避難所を確認しておきましょう
- 避難所で迷惑にならないように、普段からしつけと健康管理を行いましょう



## 所有明示 迷子にしないで!

迷子になって県に収容される犬や猫がたくさんいます。犬や猫は自分の住所や電話番号を言えません。飼い主の連絡先がわかる首輪や名札、鑑札、マイクロチップを装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。



山田ポチ  
TEL (0000) 00-0000

### 鑑札 (かんさつ)

犬を飼ったら、お住まいの市役所や町村役場での登録が必要です。番号の書いてある鑑札をもらえるので、必ず首輪などにつけましょう。



迷子札の代わりにもなります。

### マイクロチップ

15桁の数字が記録されており、情報を管理している機関に問い合わせることで所有者の連絡先などの情報がわかります。お近くの動物病院で埋め込んでもらいましょう。名札等と違い、外れたりしないので、万が一の災害時にも有効です。



## ルール・マナー 適切なしつけをしましょう。

しつけは犬や猫との絆を築きあげる最も有効な手段であり、子犬や子猫のうちに始めると効果的です。**愛情を持って根気強く**しつけることが大切です。決まった場所でトイレをすることや、犬がむだ吠えしないように適切なしつけをして、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう。



## 注意 ルールとマナーを守ってください!



- **狂犬病予防法により義務づけられている登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。**登録後及び予防注射後にそれぞれ市町村から交付される鑑札と注射済票を忘れずに装着してください。
- **犬の放し飼いは禁止されています。散歩をするときも、必ず引き綱などを装着しましょう。**毎年、各地で犬にかまれる事故が発生しています。家族にはやさしい犬でも、家の外に出ると予想外の行動に出ることがあります。犬が嫌いな人や苦手な人もいることを十分理解しましょう。
- **散歩のときにフンをしたら、ビニール袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。**おしっこについても決まった場所でするようにしつけて、公共の場所や他人の土地・建物などを汚さないようにしましょう。



- **屋内で飼いましょう。**屋外での放し飼いをすることにより、ケンカや交通事故でケガをしたり、病気をうつされるなどの被害にあうケースも多く見受けられます。
- **野良猫に無責任にエサを与えないでください。**不妊・去勢がされていなければ、どんどん増えて、フン・尿や鳴き声などによる周辺への被害や迷惑も大きくなります。無責任にエサだけを与えるのではなく、飼い主になって責任と愛情をもって飼育してください。

